



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 公安委員会規則

\*1 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則 ..... 1

### ○ 告示

- 201 一般競争入札による落札者の決定 (情報政策課)..... 2
- 202 指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課)..... 3
- 203 " ( " )..... 3
- 204 指定障害福祉サービス事業者の指定 ( " )..... 3
- 205 " ( " )..... 4
- 206 保安林予定森林 (森林整備課)..... 4
- 207 " ( " )..... 4
- 208 " ( " )..... 5
- 209 保安林の指定施業要件変更予定 ( " )..... 5
- 210 " ( " )..... 5
- 211 道路の区域変更 (道路保全課)..... 6
- 212 道路の供用開始 ( " )..... 6
- 213 道路の区域変更 ( " )..... 7
- 214 道路の供用開始 ( " )..... 7
- 215 道路の区域変更 ( " )..... 7
- 216 道路の供用開始 ( " )..... 8
- 217 道路の区域変更 ( " )..... 8
- 218 道路の供用開始 ( " )..... 8

### ○ 教育委員会告示

1 和歌山県指定文化財の指定 ..... 9

## 公安委員会規則

### 和歌山県公安委員会規則第1号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年2月12日

和歌山県公安委員会委員長 中野幸生

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署組織規則(昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
別表第1(第4条関係) 交番等の所属、名称、位置及び所管区	別表第1(第4条関係) 交番等の所属、名称、位置及び所管区								
<table border="1"> <tr> <td>所属</td> <td>幹部交</td> <td>交番、警察</td> <td>所管区</td> </tr> </table>	所属	幹部交	交番、警察	所管区	<table border="1"> <tr> <td>所属</td> <td>幹部交</td> <td>交番、警察</td> <td>所管区</td> </tr> </table>	所属	幹部交	交番、警察	所管区
所属	幹部交	交番、警察	所管区						
所属	幹部交	交番、警察	所管区						

	番の名称及び位置	官駐在所及び所在地受持の名称及び位置	
略			
和歌山県田辺警察署	略		
	富里警察官駐在所（田辺市下川下）	略	
	略		
略			

	番の名称及び位置	官駐在所及び所在地受持の名称及び位置	
略			
和歌山県田辺警察署	略		
	合川警察官駐在所（田辺市合川）	略	
	略		
略			

別表第2（第4条の2関係）  
検問所等の所属、名称及び位置

所属	検問所、警備派出所及び警察官連絡所の名称及び位置	
	名称	位置
略		
和歌山県田辺警察署	大浜警察官連絡所	略
略		

別表第2（第4条の2関係）  
検問所等の所属、名称及び位置

所属	検問所、警備派出所及び警察官連絡所の名称及び位置	
	名称	位置
略		
和歌山県田辺警察署	大浜警察官連絡所	略
	中三栖警察官連絡所	田辺市中三栖
略		

附 則

この規則は、令和2年3月16日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第201号

和歌山県立情報交流センター情報システム構築及び賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年2月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 落札に係る特定役務の名称及び数量  
和歌山県立情報交流センター情報システム構築及び賃貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県企画部企画政策局情報政策課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 落札者を決定した日  
令和2年1月20日

## 4 落札者の氏名及び住所

F&amp;C和歌山

(代表者) 富士通株式会社

神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

(構成員) 東京センチュリー株式会社

東京都千代田区神田練堀町3番地

(構成員) 富士通ネットワークソリューションズ株式会社

神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号 横浜三井ビルディング

(構成員) 株式会社サイバーリンクス

和歌山県和歌山市紀三井寺849番地の3

## 5 落札金額

467,959,800円（うち消費税及び地方消費税の額42,541,800円）

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 特例政令第6条の公告を行った日

令和元年12月27日

## 和歌山県告示第202号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和2年2月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012410308	きぼうの木	西牟婁郡上富田町生馬1190-10	生活介護 就労継続支援B型	特定非営利活動法人きぼうの会	西牟婁郡上富田町生馬1190-10	令和2.1.31

## 和歌山県告示第203号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和2年2月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012410357	きぼうの木朝来	西牟婁郡上富田町朝来2536	就労継続支援B型	特定非営利活動法人きぼうの会	西牟婁郡上富田町生馬1190-10	令和2.1.31

## 和歌山県告示第204号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和2年2月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
-------	--------	---------	-------------	--------------	--------	----------------	-------

3012410 506	カタチ生馬	西牟婁郡上富田 町生馬1190-10	生活介護 就労継続支援 B型	特定なし	株式会社ADVA NCE	西牟婁郡上富田 町生馬1190-10	令和 2.2.1
----------------	-------	-----------------------	----------------------	------	-----------------	-----------------------	-------------

## 和歌山県告示第205号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和2年2月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービスの 種類	主たる対象 とする障害 種別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3012410 514	カタチ朝来	西牟婁郡上富田 町朝来2536	就労継続支援 B型	特定なし	株式会社ADVA NCE	西牟婁郡上富田 町生馬1190-10	令和 2.2.1

## 和歌山県告示第206号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年2月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 保安林予定森林の所在場所 田辺市鮎川字小川3624の1、3624の2
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第207号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年2月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡白浜町大瀬字長碕272
- 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第208号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年2月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡古座川町美里字上ミ地202(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第209号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年2月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡高野町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第210号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年2月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
有田川町（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第211号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年2月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町真砂字眞砂27 8番1地先から同町真砂字眞砂28 3番1地先まで	旧	4.62 ） 13.49	260.00	
同上	新	8.57 ） 41.43	260.00	

**和歌山県告示第212号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年2月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町真砂字真砂278番1地先から同町真砂字真砂283番1地先まで

供用開始の期日 令和2年2月12日

**和歌山県告示第213号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年2月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町鶴川字宮下260番1地先から同町鶴川字宮下235番2地先まで	旧	7.00 } 14.36	121.20	
同上	新	9.54 } 14.36	121.20	

**和歌山県告示第214号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年2月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町鶴川字宮下260番1地先から同町鶴川字宮下235番2地先まで

供用開始の期日 令和2年2月12日

**和歌山県告示第215号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年2月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 すさみ古座線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡すさみ町周参見字上戸川北側5158番1地先から同町周参見字持越174番4地先まで	旧	9.65 ） 31.83	160.00	
同上	新	12.18 ） 58.06	160.00	

**和歌山県告示第216号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年2月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 すさみ古座線

供用開始の区間 西牟婁郡すさみ町周参見字上戸川北側5158番1地先から同町周参見字持越174番4地先まで

供用開始の期日 令和2年2月12日

**和歌山県告示第217号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年2月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 串本古座川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町三尾川字串地1500番地先から同町三尾川字中村1745番1地先まで	旧	4.03 ） 15.36	248.50	
同上	新	7.59 ） 17.92	248.50	

**和歌山県告示第218号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す



る。

令和2年2月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 串本古座川線

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町三尾川字串地1500番地先から同町三尾川字中村1745番1地先まで

供用開始の期日 令和2年2月12日

## 教育委員会告示

### 和歌山県教育委員会告示第1号

和歌山県文化財保護条例（昭和31年和歌山県条例第40号）第3条第1項の規定により、令和2年1月23日次の表に掲げる文化財を和歌山県指定文化財に指定した。

令和2年2月12日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

（記念物の部）

種別	名称及び員数	所在の場所	所有者	所有者住所
記念物 （天然記念物）	ブドウハゼの原木（1本）	海草郡紀美野町松瀬字北峰331番地1	吉瀬俊雄	大阪府高槻市日吉台六番町23番22号